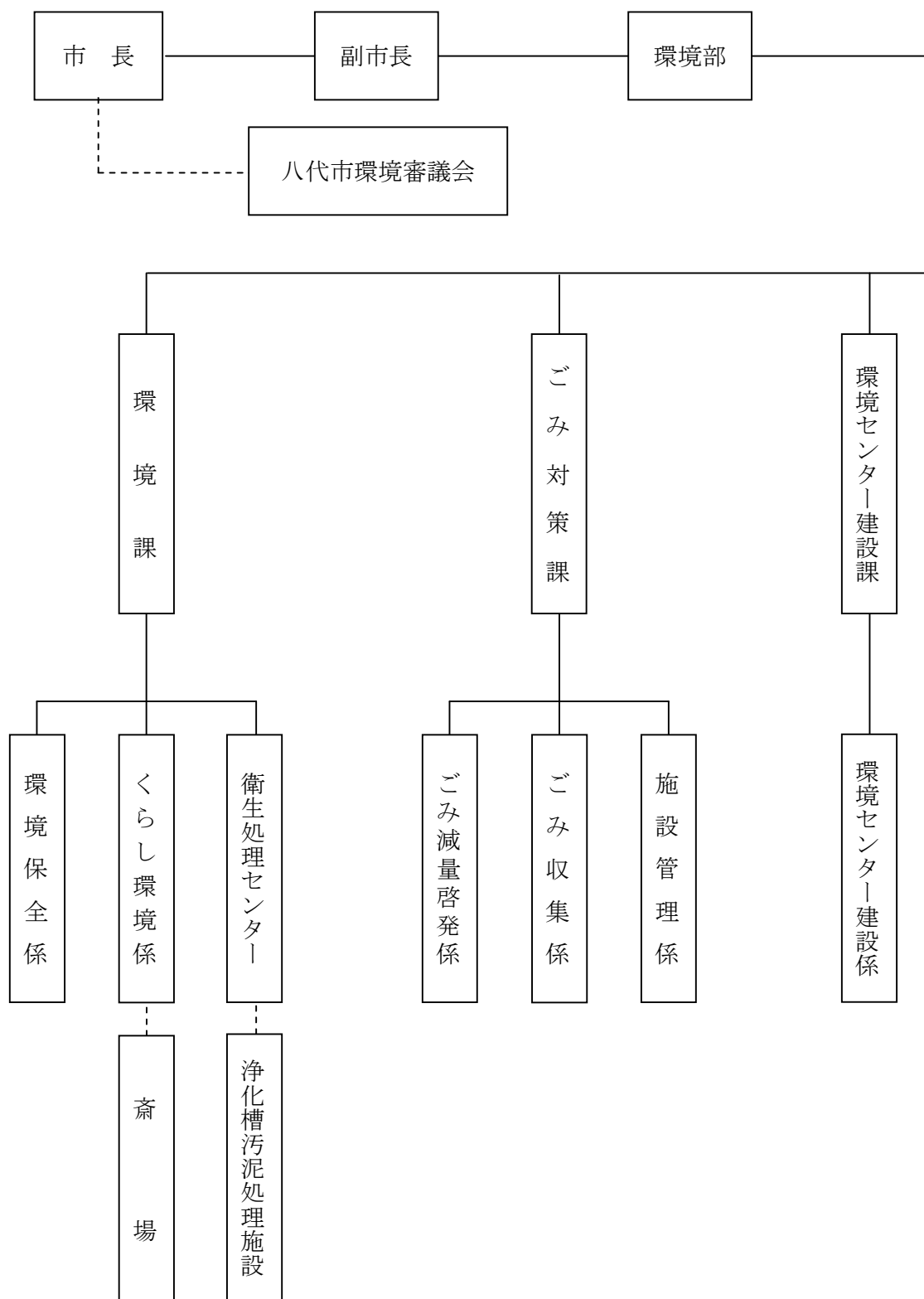


第2章 環境行政の概要

1. 機構の概要及び所掌事務

(1) 環境行政機構の概要 (平成25年4月1日現在)



(備考) 各支所については、鏡支所においては市民環境課市民環境係が、それ以外の支所においては市民福祉課市民環境係が環境関係業務を所掌。

(2) 環境課の所掌事務

- ① 環境保全対策に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ② 環境保全に係る意識の啓発及び環境学習の促進に関すること。
- ③ 公害規制に関する調査及び指導に関すること。
- ④ 地下水の保全に関すること。
- ⑤ 環境の調査及び評価に関すること。
- ⑥ 自然環境保全に係る総合的調整に関すること。
- ⑦ 地球温暖化対策の推進に関すること。
- ⑧ 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- ⑨ 斎場の管理運営に関すること。
- ⑩ 感染症等に関する消毒及び措置に関すること。
- ⑪ 環境美化の推進に関すること。
- ⑫ 墓地等の経営許可に関すること。
- ⑬ 市営墓地及び市有墓地に関すること。
- ⑭ 公害等に係る苦情の処理に関すること。
- ⑮ 八代生活環境事務組合（水道事業を除く。）に関すること。
- ⑯ 一般廃棄物処理（し尿関係）に関すること。
- ⑰ 一般廃棄物処理業（し尿関係）及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- ⑱ 衛生処理センターに関すること。
- ⑲ 浄化槽汚泥処理施設の管理運営に関すること。
- ⑳ 部内の企画・管理調整業務に関すること。

(3) ごみ対策課の所掌事務

- ① 廃棄物に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ② 廃棄物の減量に係る意識の啓発及び資源化の推進に関すること。
- ③ 一般廃棄物（ごみ関係）の収集に関すること。
- ④ 一般廃棄物処理業（ごみ関係）の許可に関すること。
- ⑤ 一般廃棄物（ごみ関係）の処理手数料に関すること。
- ⑥ 清掃センターの管理運営に関すること。
- ⑦ 焼却灰等の処分に関すること。
- ⑧ 最終処分場の維持管理に関すること。
- ⑨ 家庭系ごみの収集に関すること。
- ⑩ ごみ等の集積所の指導に関すること。

(4) 環境センター建設課の所掌事務

- ① 一般廃棄物処理計画に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ② 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- ③ 火葬場の整備に関すること。

2. 環境保全対策関連事業費

(1) 環境保全関係（生活環境費）

[決算額：千円]

科目 \ 年度		20	21	22	23	24
一 般 会 計		51,304,762	56,587,656	53,574,061	53,327,478	55,545,549
生活環境費		1,923,767	2,086,158	2,100,617	2,194,887	2,840,797
内 訳	生活環境総務費	340,792	360,722	364,166	344,188	344,997
	環境保全対策費	6,507	33,532	15,852	47,229	27,335
	廃棄物対策費	9,896	7,355	21,861	28,572	35,277
	環境衛生費	4,993	4,292	3,093	4,116	3,463
	塵芥処理費	1,300,222	1,333,332	1,418,280	1,474,410	2,155,066
	し尿処理費	261,357	346,925	277,365	296,372	274,660
一般会計に占める割合(%)		3.7	3.7	3.9	4.1	5.1
市民1人当たり の経費(円)	一般会計	376,975	421,309	405,048	399,262	415,918
	環境会計	14,135	15,532	15,882	16,433	21,272
1世帯当たり の経費(円)	一般会計	998,477	1,086,177	1,128,873	1,017,292	1,039,828
	環境会計	37,440	40,043	44,263	41,870	53,181
人 口		136,096	134,314	132,266	133,565	133,549
世 帯 数		51,383	52,098	47,458	52,421	53,418

〔備考〕人口及び世帯数は、各年9月末日現在。なお、平成22年度は国勢調査結果。

(2) 環境保全対策関係（環境保全対策費）

[決算額：円]

科目 \ 年度		20	21	22	23	24
報 酬		112,100	0	0	0	59,000
共 済 費		0	0	0	0	138,567
賃 金		0	0	0	0	920,000
報 償 費		297,000	118,000	85,000	295,000	464,088
旅 費		50,670	53,390	53,960	94,770	119,640
需用費		1,827,347	1,250,020	1,359,551	438,070	678,410
役 務 費		8,546	10,930	30,852	41,349	8,875
委 託 料		2,948,757	2,824,962	5,704,242	3,352,587	4,755,198
使用料及び賃借料		603,480	591,600	307,850	13,360	19,170
工事請負費		0	0	0	29,211,000	0
備品購入費		328,230	14,489,535	680,400	570,202	2,294,615
負担金補助及び交付金		330,550	14,193,321	7,630,000	13,213,071	17,877,000

3. 環境・公害の監視・測定体制

環境汚染の発生を未然に防止するためには、発生源を定期的に監視するだけでなく、大気・水質等の一般環境に関するデータを収集し、環境の変化を的確に把握していく必要がある。

[公害の監視・測定（平成 24 年度実績）]

大気汚染	一般環境	- 大気環境汚染自動測定局による常時監視（八代市保健センター） - 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向風速
	工場・事業場監視	ばい煙発生量の報告徴収（環境保全協定締結 4 事業場）
水質汚濁	公共用水域	- 河川、排水路等水質調査 - 一般項目（二見川、流藻川、水無川、氷川、海士江排水路/年 2 回） - 一般項目（鏡川、園田川、新川/年 1 回）
	工場・事業場監視	- 特定事業場の排水調査 - 一般項目（6 事業場） - 有害物質（1 事業場）
	市関係施設	- 排水調査 - 有害物質（衛生処理センター、水島最終処分場、水処理センター）
騒音	工場・事業場監視	- 夜間工場騒音調査（4 事業場） - 特定施設の届出受付件数（法 13 件、県条例 7 件） - 特定建設作業の届出受付件数（法 40 件、県条例 89 件）
悪臭	工場・事業場監視	- 工場敷地境界線悪臭物質濃度調査（5 事業場） - 排出水中悪臭物質濃度調査（3 事業所）
	市関係施設	敷地境界線濃度（清掃センター）
地下水	地下水位	- 自記式地下水位計・P C カード式水位データ収録装置による監視 - 観測井戸（深井戸 5 地点、浅井戸 1 地点）
	地下水汚染の監視	- 地下水水質継続調査 - 塩素イオン（臨海部 28 地点/毎月） - 有害物質モニタリング調査
	地下水採取量	地下水採取量報告（平成 23 年度分） 井戸本数：1,215 件 報告件数：886 件

4. 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、環境への影響を未然に防止し、良好な環境を確保するものである。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手続きとしくみについて、平成 12 年 6 月に「熊本県環境影響評価条例」を定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施している。（施行規則の全面施行は平成 13 年 4 月 1 日、技術指針の施行日は平成 12 年 12 月 21 日）

熊本県環境影響評価条例対象事業

事業の種類		事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5km 以上 (森林地域(注 1)においては 2 車線以上かつ長さ 10km 以上)
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10km 以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上 改築後の面積 50ha 以上かつ増加面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上
3	鉄道	長さ 5km 以上
	軌道	長さ 5km 以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上 延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kw 以上
	火力発電所	出力 75,000kw 以上
	地熱発電所	出力 5,000kw 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可等を要する面積の変更
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kℓ/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上（干潟等地域(注 2)を含む場合は面積 5ha 以上）
8	土地区画整理事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域(注 3)においては面積（人口集中地区の面積を除く）25ha 以上）
9	新住宅市街地開発事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
10	工業団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）

事業の種類		事業の規模要件等
11	新都市基盤整備事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
12	流通業務団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
13	住宅団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上（農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る）
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
	ゴルフ場	面積 20ha 以上変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 1 万 m ³ /日以上 （地下水保全地域においては平均排出水量 0.5 万 m ³ /日以上）
18	豚房施設	施設面積 7,500 m ² 以上 変更後の面積 9,000 m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上 変更後の面積 50ha 以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 50ha 以上 （地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
○港湾計画		埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上

（注 1）「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域（農用地区域との重複部分を除く）をいう。

（注 2）「干潟等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいう。

（注 3）「地下水保全地域」とは、熊本県地下水保全条例の指定地域をいう。

[参考：地下水保全地域]

- 1 熊本周辺地域 熊本市（河内町の市域を除く。）、山鹿市（鹿北町、菊鹿町の市域を除く。）、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び西原村の全域
- 2 八代地域 八代市（坂本町、東陽町、泉町の市域を除く。）、宇城市（松橋町及び小川町の市域）及び氷川町の全域
- 3 玉名・有明地域 荒尾市、玉名市、熊本市（河内町の市域）、玉東町及び長洲町の全域
- 4 天草地域 天草市のうち平成 18 年 3 月 26 日における本渡市及び五和町の全域

5. 環境保全協定の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、下表の事業場と環境保全協定等を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株)九州事業所	非鉄金属素形材製造業	新港町	S48. 10. 8 H12. 10. 11(全改) H19. 3. 29(一改)	- ばい煙(含むダイオキシン類)・排水水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品等(定期報告の義務有) - 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製品製造業	新港町	S62. 1. 6	- ばい煙・排水水(許容限度の設定、自主測定)の義務有) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	神田工業(株)	電子部品・電子機器組立	鏡町	S63. 5. 23	大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項
4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品等製造業	新港町	H 1. 7. 4	- 排水水(許容限度の設定、自主測定)の義務有) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	- 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 農薬使用(使用制限、報告の義務有) - 廃棄物処理に関する事項
6	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	- ばい煙・排水水(許容限度の設定、自主測定)の義務有) - 廃棄物処理に関する事項
7	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製造業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	- ばい煙(含むダイオキシン類)・排水水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) - 使用薬品・廃棄物処理(定期報告の義務有) - 地下水保全(定期報告の義務有)
8	(株)クリーンアメニティ	産廃及び一般廃棄物処理業	二見赤松町	H 6. 3. 30 H13. 5. 31(一改)	- 操業時間・搬入物・搬入時間の制限 - 水質汚濁防止・地下水保全(許容限度の設定、自主測定と報告の義務有) - 粉じん・悪臭に関する事項
9	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	- ばい煙(許容限度の設定、自主測定)の義務有) - 粉じん・廃棄物処理に関する事項
10	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	大気汚染・水質汚濁防止・土壌汚染・騒音・振動に関する事項
11	中山砂利(有)				
12	竹原化学工業(株)八代工場	土石製品製造業	新港町	H10. 4. 24	- 排水水(許容限度の設定、自主測定)の義務有) - 粉じん・騒音振動・廃棄物処理に関する事項

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
13	(株)興人八代工場 ※	化学繊維製造業	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
14	メルシャン(株)八代工場	飲料・飼料製造業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
15	ヤマハ熊本プロダクツ(株)	輸送用機械器具製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
16	日本エコネット(株)	ガラス発砲材製造業	新港町	H15. 3. 25	■ ばい煙(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 粉じん・騒音・悪臭・廃棄物処理に関する事項
17	つちやゴム(株)	一般用・産業用ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	■ 大気汚染・水質汚濁防止・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項
18	日本マイクロバイオファーマ(株)八代工場	医薬・化学品製造業	三楽町	H25. 2. 5	■ ばい煙・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 地下水保全・廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 排出水に関する事項

〈備考〉

１．(一改) は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日

２．(全改) は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

※ 会社承継に伴い、11月1日以降は、興人フィルム&ケミカルズ(株)八代工場

6. 環境保全に関する助成等

(1) 八代市浄水器設置費補助金交付制度

汚染が確認された飲用水を浄化するために、浄水器を設置するものに対し、その費用の一部を補助

① 補助対象者

ア 補助対象地域内（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた市内全域）の一般住宅で地下水を飲用している者

イ 飲用水中の指定物質（ホウ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛、フッ素）が水質基準を超過していること

ウ 指定物質を除去することができる浄水器を購入すること

エ 市税を滞納していないこと

② 補助額等

ア 補助金額は、20 万円を限度とし、浄水器の購入と設置費用の 3 分の 2

イ 補助基数は、住宅 1 戸につき 1 基

(2) 八代市水質検査補助金交付制度

飲用水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、その費用の一部を補助

① 補助対象者

ア 補助対象地域内（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた市内全域）の一般住宅で地下水を飲用している者

イ 市税を滞納していないこと

② 補助額等

ア 補助金額は、指定物質（ホウ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛、フッ素）1 項目あたり 1,000 円

イ 補助金の交付は、1 井戸につき各年度 2 回を限度

- (3) 八代市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度（金額は H24 年度実施分）
自らが居住する住宅に、太陽光発電システムを設置するものに対し、その費用の一部を補助

① 補助対象者

- ア 本市に居住し、又は居住を予定している者
- イ 既に対象システムを住宅に設置していないこと
- ウ 補助金の交付決定後、30 日以内に対象システムの設置工事に着手すること
- エ 対象システムの設置完了後、年度末までに九州電力と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶこと
- オ 市税等を滞納していないこと

② 補助額等

- ア 補助金額は、太陽電池モジュールの最大出力 1kw あたり 1.5 万円で、上限は 5 万円。（最大出力の数値は、小数点以下 2 位を四捨五入したもの）。ただし、市内業者と工事請負契約を締結した場合は 3 万円を上乗せ。
- イ 補助基数は、住宅 1 戸につき 1 基

③ 補助実績 253 件(1,382kw 相当)

7. 環境行政のあゆみ

年	月	主 な で き ご と
33	12	公共用水域の水質の保全に関する法律（公布）
	12	工場排水の規制に関する法律（公布）
		熊本県騒音防止条例（昭和 33 年県条例第 41 号）
36	9	八代市衛生処理センター竣工（21 日）
37	6	ばい煙の排出の規制等に関する法律（公布）
	12	工場排水・環境水域の水質調査を始める。（市企画調査室）
41		熊本県公害防止条例（昭和 41 年県条例第 44 号）
	4	熊本県企画部に公害対策室を設置
	7	降下ばいじん調査を始める（市企画調査室）
	8	公害苦情処理を始める（市企画調査室）
	12	八代市公害防止対策審議会設置条例（公布）（平成 9 年 3 月廃止）
42	1	八代市公害防止対策審議会設置条例（施行）
	3	第 1 回八代市公害防止対策審議会の開催
	4	企画調査室に公害担当を置き公害問題の処理にあたる
	8	公害対策基本法（公布・施行）
43	6	大気汚染防止法・騒音規制法（公布）
	12	大気汚染防止法（施行）
44	2	工場騒音・環境騒音の測定を始める
	3	八代市衛生処理センター増設（29 日）
	4	熊本県公害防止条例の改正（昭和 44 年県条例第 23 号）
	4	C S ₂ 回収装置 I 系の設置（興人）
	9	八代市域における騒音規制の開始
45	6	大気汚染物質自動測定局八代保健所で測定を始める（熊本県）（～平成 6 年 2 月）
	10	八代市における公害調査報告書第 1 報発行
	12	公害国会で水質汚濁防止法など公害関係の 14 の諸法律が制定される
46	4	企画調査室公害担当が総務部公害対策室として発足
	4	水質保全法に基づく「工場・事業場から八代地先水域に排出される水の水質基準」の指定
	5	球磨川・八代地先水域に係る環境基準の指定（閣議決定）
	6	悪臭防止法（公布）
	6	八代市域における硫黄酸化物の排出規制（大気汚染防止法）
	6	水質汚濁防止法（施行）
	7	環境庁発足
	9	八代市公害行政対策会議設置（平成 8 年 3 月廃止）
	11	大気汚染物質自動測定局八代総合庁舎で測定を始める（～昭和 49 年 5 月）
47	3	水無川の水銀及びヒ素の調査報告書（熊大公害研究会）
	3	No. 1 クラリファイヤー設置（十條製紙）
	3	八代市公害防止条例（公布）
	4	八代市公害防止施設整備資金利子補給要綱（公布）
	6	廃液の濃縮・焼却設備設置（三楽）
	7	八代市児童呼吸器疾患調査を始める（八代市医師会に委託）
	8	騒音規制法の指定地域の拡大により全市域が指定地域となる
	10	公害対策室が市民部公害対策課に変わる
48	1	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の施行（熊本県告示）
	3	10 年後の水俣病に関する疫学的・臨床医学的並びに病理学的研究報告 （熊大医学部 10 年後の水俣病研究班）
48	3	八代市児童呼吸器疾患調査報告（第 1 報）（～平成 4 年度）

年	月	主 な で き ご と
48	5	毘舎丸地区で着色井戸水問題が発生
	6	環境週間が始まる
	6	市議会内に「公害に関する調査特別委員会」が発足（～昭和 48 年 11 月）
	6	八代地先海域の底質及び魚介類の健康項目調査
	10	吉田工業(株)九州工場との公害防止に関する協定締結
	11	No.2 クラリファイヤー設置（十條製紙）
	11	活性汚泥設備（興人）
	11	八代市の悪臭物質実態調査実施（福岡通産局）
49	2	悪臭物質の測定を始める
	3	悪臭防止法に基づく悪臭物質規制の適用
	3	臭気ガス燃焼設備設置（十條製紙）
	5	急速沈殿設備設置（興人）
	6	八代市井戸水調査対策班設置要綱公布・施行（8 日）（平成 9 年 3 月廃止）
	6	大気汚染物質自動測定局八代市役所と八千把出張所で測定を始める（熊本県）
	6	環境週間行事として「八代の環境を知る会」を始める（～昭和 60 年度）
	7	い草乾燥機の騒音・粉じんについての苦情発生
	9	C S ₂ 回収装置Ⅱ系設置（興人）
	10	熊本電波(株)との公害防止締結<鏡町>
50	2	P C B の水質汚濁に係る環境基準・排水基準の設定
	2	吉田工業(株)九州工業操業開始
	3	臭気水ストリップング設備設置（十條製紙）
	4	十條・興人に対し悪臭防止法に基づく改善勧告
	6	八代市清掃センター竣工（30 日）
	7	い草大型乾燥機が全市域に普及し、騒音・粉じん苦情多発
	7	毘舎丸町及び古閑上町井戸水の着色水についての研究報告（熊大工学部）
	7	「八代市と坂本村のごみ処理事務の委託に関する規約」の締結
	8	八代市公害対策審議会に「汚染井戸判定専門委員会」を設置
	9	毘舎丸地区着色水の水質調査
	9	「汚染井戸専門委員会」の開催
	10	毘舎丸地区上水道敷設工事着工
	10	い草乾燥機の騒音対策強化
51	1	排煙脱硫装置設置（十條製紙）
	1	八代市にスモッグ注意報発令（2 回）
	3	第 1 回八代市域被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 292 か所）
	4	八代市被圧地下水位の観測を始める
	6	振動規制法（公布）
	7	臨海部地下水の塩素イオン量調査を始める
		環境美化推進善行者表彰を始める
	10	八代市で第 1 回県下 11 市公害担当課長会議開催
52	4	横手地区で着色水問題が発生し、井戸水の水質調査を実施
	7	横手地区上水道敷設工事着工
53	4	振動規制法に基づく振動規制が始まる
	4	ろ紙法による大気汚染物質調査を始める（～昭和 59 年度）
	12	熊本県地下水条例（公布）
54	6	環境週間行事の一つとして市環境関係各課の一日課長を始める（～平成 2 年度）
	8	八代市の井戸水実態調査報告書（企画課）
	12	八代平野南部地域地下水利用適正化調査報告（福岡通産局）
55	3	十條製紙・興人排水路暗渠化工事着工

年	月	主 な で き ご と
55	4	大島潮遊池の富栄養化に関する調査を始める（～平成元年度）
	5	市施設から有リン合成洗剤の追放
	6	「八代市の環境」を発行
56	1	球磨川水質汚濁対策連絡協議会設立（建設省）
	2	カラオケ騒音の苦情多発
	4	第2回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 373 か所）
	4	興人周辺硫化水素相対濃度調査を始める（～昭和 60 年 3 月）
	4	八代市地下水利用対策協議会発足
	4	工場・事業場の燃料中の硫黄含有量調査を始める
	10	塩屋町鉄工所の騒音・振動について地元住民より陳情書がでる
57	1	十條製紙に対し排水路の暗渠化促進について要請
	4	水島町魚粉工場の悪臭問題が発生
	5	水島町と魚粉工場で覚書を締結
	5	「八代市の地下水調査報告」発行
	10	東町陶石採石場の薬品（塩酸）使用についての問題が発生
58	3	井揚町紙器工場の騒音問題発生
	4	電気集じん機設置（興人）
	4	熊本県電波障害防止協議会に加盟
	6	環境週間行事の一つとして「環境美化行動の日」が設定される
	8	有機塩素系化学物質による地下水汚染問題発生（環境庁）
	8	乾電池に含まれる水銀についての問題が発生
	9	二見・飼料原料工場の悪臭問題発生
	11	悪臭防止対策として湿式酸化装置設置（興人）
	11	ごみ焼却場のダイオキシンの問題発生
	12	地下水の有機塩素系化学物質の調査を始める
59	3	八代市域工業用水使用合理化指導が始まる（福岡通産局）
	5	日置地区浅井戸で有機塩素系化学物質を検出
	5	除草剤に含まれるダイオキシン問題が発生
	6	回収ボイラー新設（十條製紙）
	7	横手町でい草の先枯れ及び樹木の落葉被害が発生
	7	日置地区上水道敷設工事着工
	8	有機塩素系化学物質の暫定基準が設定される
	10	日置地区に上水道による給水を開始
60	10	悪臭物質分析法の改正に伴い、市・工場で同一分析法を採用
	12	古城町養豚場の悪臭及び羽毛・鶏糞飛散について地元住民より陳情書がでる
61	4	第3回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 272 か所）
	6	「八代に桜を植える会」が地域の環境美化功績を認められ、環境庁長官から表彰を受ける
62	1	㈱アライカーボンと公害防止に関する協定締結
	4	機構改革により、市民部清掃課と公害対策課が統合し、市民部生活環境課となる
	5	「八代に桜を植える会」が緑化推進運動功労として内閣総理大臣から表彰を受ける
	5	八代市で第 11 回九州都市公害行政連絡会議が開催される
	8	県立八代南高校に地下水位観測所（浅井戸）を設置
63	3	熊本県河川等水質浄化対策基本方針及び熊本県生活排水対策推進要綱制定
	3	節水啓発用冊子「八代の地下水をまもるために」を発行
	3	熊本県地下水保全要綱制定（平成元年 4 月 1 日施行）
	5	神田工業㈱と工場建設に関する協定締結<坂本村>
	10	酸性雨調査始まる（熊本県；天草、八代）
	10	「生活排水クリーン運動」を開始（～平成 4 年度）

年	月	主 な で き ご と
63	4	生物膜による水処理施設設置（十條製紙）
	1	N 1 マシン新設（十條製紙）
	2	K P 廃液濃縮装置増設（十條製紙）
1	4	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準の一部改正施行（1 日）
	4	「熊本県ゴルフ場における農薬使用に関する指導要綱」施行（1 日）
	4	「八代市小型合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱」施行（1 日）
	5	「熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項」施行（1 日）
	5	「熊本県生活排水対策ボランティアリーダーの設置要項」施行（15 日）
	7	㈱福岡タルク工業所と公害防止に関する協定締結
	9	悪臭防止法施行令の一部改正（4 物質追加）（平成 2 年 4 月 1 日施行）
	10	熊本県生活排水対策ボランティアリーダー発足
	10	水質汚濁防止法の一部改正（トリ、テトラを有害物質に追加）施行（1 日）
	12	大気汚染防止法の一部改正（石綿を特定粉じん指定）施行（27 日）
2	9	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進を追加）
	9	八代グリーン開発㈱と環境保全に関する協定締結
	10	「熊本県地下水質保全条例」施行（2 日）
	10	「熊本県環境基本条例」施行（2 日）
	10	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準（上乗せ基準）を定める県条例の一部改正（2 日）
	10	全国地下水利用対策団体連合会平成 2 年度（第 5 回）秋季大会を八代で開催
	11	ヤマハ八代製造㈱と公害防止に関する協定締結
3	11	㈱ジェービーエフ坂本加工センターと公害防止協定締結<坂本村>
	3	資源の有効な利用の促進に関する法律（施行日 26 日）
	5	外港におけるオイルコークス粉じん飛散発生
	7	地下水質測定計画に基づく地下水質調査（熊本県）
	8	土壌の汚染に係る環境基準設定（23 日告示・施行）
	9	「環境フェスティバル in 八代」開催
	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（公布）
	11	地下水の有害物質総合調査を実施（調査井戸 50 か所）古閑浜地区より基準以下のヒ素検出
4	1	ヒ素追加調査実施（2 箇所中 1 箇所検出：基準未満）
	2	二見校区住民及び八代市と九州環境開発㈱の間で公害防止に関する協定締結
	3	㈱寿屋と公害防止に関する協定締結
	3	石炭ボイラー設置着工（十條製紙）
	4	資源回収活動助成金交付開始
	4	生ごみ堆肥化容器設置助成金交付開始
	5	昭和同仁町、敷川内町における廃棄物の不法投棄等を摘発（熊本県警）
	9	廃棄物処理業者等に不法投棄に係る措置命令（熊本県、八代市）
5	1	敷川内町廃棄物不法投棄現場周辺の地下水調査を開始
	2	昭和同仁町廃棄物処理箇所周辺の公共用水域等調査を開始
	3	水質汚濁に係る環境基準の改正（有機塩素農薬等 15 項目追加、鉛・ヒ素基準強化）（8 日）
	3	十條製紙㈱（4/1 日本製紙㈱へ社名変更）八代工場と環境保全に関する協定締結
	3	十條製紙㈱八代工場と坂本最終処分場の環境保全に関する協定締結<坂本村>
	3	大気環境測定局適正配置調査報告（熊本県）
	4	県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱改正（1 日施行）
	4	機構改革で環境衛生部生活環境課となり、課内に廃棄物処理対策室設置
	5	日本製紙㈱八代工場において石炭ボイラー営業運転開始（29 日）
	6	昭和同仁町廃棄物処理場の応急処置終了（雨季対策）

年	月	主 な で き ご と
5	6	悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（18 日）（悪臭物質に 10 物質追加指定、追加 10 物質の規制基準の範囲）（平成 6 年 4 月 1 日施行）
	7	八代外港着色水問題発生
	9	悪臭物質の測定法の一部改正（追加 10 物質の測定法、試料ガスの採取方法改正）（平成 6 年 4 月 1 日施行）
	10	敷川内町環境保全対策調査事業について福岡大学と委託契約（平成 6 年 3 月報告）
	11	環境基本法（19 日公布・施行）
	12	水道水質基準に係る「水質基準に関する省令」（厚生省令第 69 号）施行（1 日）
	12	公共用水域の底質有害物質分布調査実施
	12	排水基準を定める総理府令改正（27 日）（有害物質に 13 項目追加）（平成 6 年 2 月 1 日施行）
6	3	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される（17 日）
	3	八代市電波障害防止に関する指導要綱（31 日公布）（4 月 1 日施行）
	4	悪臭防止法施行規則及び悪臭物質の測定の方法の一部改正（21 日）（3 号規制に係る規制基準の設定方法及び測定方法の追加）（平成 7 年 4 月 1 日施行）
	6	八代市保健センターにおいて一般環境大気の自動測定開始（1 日）
	9	せっけんプラントを八千把出張所に設置
	10	第 1 回やつしろの川をきれいにする協議会開催（28 日）
	11	第 1 回八代市生活排水対策連絡協議会開催（25 日）
7	2	熊本県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定種にカザグルマが指定される（1 日）
	2	八代保健所の一般環境大気自動測定局廃止
	3	熊本県公害防止条例施行規則及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例の一部改正（16 日）（排水規制の対象事業場を 20 m ³ /日以上に改正）（10 月 4 日）
	3	八代市生活排水対策推進計画書策定
	4	畜犬登録業務が健康管理課から生活環境課に移管される
	4	悪臭防止法の一部改正（21 日）（嗅覚測定法の導入、悪臭の防止に関する国・地方公共団体及び国民の責務と規定）（平成 8 年 4 月 1 日施行）
	5	機構改革で環境部環境課に名称変更（1 日）
	6	こどもエコクラブ発足（1 日）（環境庁）
	6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（16 日公布）（平成 13 年 1 月 6 日施行）
	7	環境課内にこどもエコクラブ事務局を設置
	9	「臭気指数の算定の方法」公布（環境庁告示第 63 号）
8	12	せっけんプラントを高田出張所に設置
	12	八代飼料(株)と環境保全協定締結
	12	悪臭規制地域の改正・特定悪臭物質に 10 物質追加（27 日）（1 月 1 日施行）
	2	日本製紙(株)八代工場 1K P 蒸解工程近代化工事（～8 月）
	2	八代市資源回収活動助成金交付要綱制定
	2	八代市生ごみ堆肥化容器設置助成金交付要綱制定
	3	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準（上乗せ基準）を定める県条例の一部改正（12 有害物質追加）（25 日）（10 月 1 日施行）
	3	熊本県地下水質保全条例の対象化学物質に 11 物質追加（10 月 1 日施行）
	3	八代市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正（31 日）
	4	八代市環境行政の推進に関する要綱施行（1 日）
	5	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん排出等作業の規制等）（9 日）（平成 9 年 4 月 1 日施行）
10	6	日本製紙(株)八代工場との環境保全協定に基づき同工場の排出許容限度強化される（1 日）
	9	八代市の分別収集「資源の日／8 分別」及び透明袋による可燃物の排出開始（1 日）
	10	第 1 回八代市環境基本条例等検討会（計 3 回）

年	月	主 な で き ご と
8	10	第1回こども環境フェスタ開催
	10	環境学習ソフト「やつしろのかんきょう」運用開始（図書館・市役所）
	11	第1回八代市ごみ減量化対策検討会（計6回）
	12	騒音規制法の一部改正（バックハウ）（20日公布）（平成9年10月1日施行）
9	2	大気汚染に係る環境基準設定（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン）（4日告示）
	2	大気汚染に係る指定物質抑制基準設定（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン）（6日告示）
	3	地下水の水質汚濁に係る環境基準設定（23物質）（13日告示）
	3	八代市環境基本条例（31日公布）（4月1日施行）
	3	八代市営墓園条例（31日公布）（4月1日施行）
	3	（有）藤本砂利工業、（株）金橋商会、中山砂利（有）と公害防止協定締結〈坂本村〉
	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部施行（1日／対象品目：ビン類・缶類・紙パック）
	5	移動式ボカシ製造機購入（2基）
	5	市営上片墓園公募開始
	6	環境影響評価法（13日公布）（平成9年12月12日一部施行）
	8	八代市敷川内環境整備協議会設立（8日）
	8	大気汚染に係る指定物質抑制基準設定（ダイオキシン）（29日告示）
	8	廃棄物処理法に基づく政・省令の改正（29日告示）（12月1日施行）
	9	ダイオキシンに係る大気環境指針（12日）
	10	第1回市民環境研究会
	12	熊本県環境影響評価要綱（26日告示）（4月1日施行）
10	1	第1回環境審議会開催（29日）
	2	日本製紙（株）八代工場との環境保全協定を改定（16日）
	3	騒音規制法に基づく環境基準類型、規制区域及び振動規制法に基づく規制区域の当てはめ変更（20日告示、4月1日施行）
	4	市民環境研究会環境（タンポポ）調査（12日）
	4	竹原化学工業（株）と環境保全協定締結（24日）
	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部施行（1日／対象品目：ペットボトルを追加）
	4	八代市資源回収活動助成金交付要綱の一部改正（1日施行）
	6	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」（5日公布）（12月1日一部施行、平成13年4月1日完全施行）
	9	騒音に係る環境基準の改正（30日公布）（4月1日施行）
	9	八代市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び条例施行規則を全面改正し、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び条例施行規則とする。（29日公布）（平成11年1月1日施行／家庭系可燃物の有料制度は平成11年4月1日施行）
	10	地球温暖化対策の推進に関する法律（9日公布）（4月1日施行）
11	1	「資源の日」の分別品目を17分別に変更と同時に「不燃物」の袋による排出を廃止
	2	八代市生ごみ堆肥化容器設置助成金交付要綱を一部改正（4月1日施行）（電機式生ゴミ処理機の補助制度を充実させる）
	2	公共用水域・地下水の環境基準に硝酸性窒素及びフッ素・ホウ素追加（22日）
	3	YKK（株）九州工場 ISO14001 認証取得（26日）
	3	（株）興人と環境保全協定締結（30日）
	3	メルシャン（株）と環境保全協定締結（31日）
	4	家庭系可燃物の有料指定袋制度開始
	4	機構改革により環境課内の廃棄物対策係が廃棄物対策課となる

年	月	主 な で き ご と
11	4	移動式ボカシ製造機（1基）追加購入（計3基）
	5	八代海に全窒素全燐に係る環境基準類域指定（14日告示）
	7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律「PRTR法」（13日公布）（平成13年1月6日施行）
	7	ダイオキシン類対策特別措置法（16日公布）（平成12年1月15日施行）
	9	八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び条例施行規則の一部改正（29日公布）（9月29日施行／一部は平成12年4月1日施行）
	9	騒音に係る環境基準の地域の類型あてはめの見直し（24日告示、10月1日施行）
	11	㈱興人八代工場5号～7号ボイラー廃止
	11	福岡建設㈱ISO14001認証取得（5日）
	12	日本製紙㈱八代工場 ISO14001 認証取得（24日）
	3	騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度改正（2日公布、4月1日施行）
	4	「資源の日」の分別品目を20分別に変更
12	4	多量排出事業所の指定制度開始
	4	一般廃棄物の処分業の許可制度開始
	4	メルシャン㈱八代工場 ISO14001 認証取得（14日）
	5	悪臭防止法の一部を改正する法律（17日公布、平成13年4月1日施行）
	5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設リサイクル法」（31日公布）（平成13年1月6日施行）
	5	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」（31日公布）
	5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」（31日公布）
	6	出前講座「環境ゼミナール」開始
	6	循環型社会形成推進基本法（2日公布）
	6	廃棄物処理法の改正（2日公布）
	6	熊本県公害防止条例の一部を改正する条例（熊本県生活環境の保全等に関する条例）
	6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（7日）
	6	熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例（熊本県地下水保全条例）（21日公布、平成13年1月1日施行）
	6	熊本県環境影響評価条例（21日公布）
	6	八代市清掃センター排ガス高度処理施設等整備工事着手（23日）
	7	西田精麦㈱ISO14001 認証取得（28日）
	8	第4回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸300か所）
	8	㈱興人八代工場 レーヨン・セロファン生産設備撤去（～平成13年2月）
	9	八代市環境美化の推進に関する条例（29日公布、平成13年4月1日施行）
	12	八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（20日公布、平成13年4月1日施行）
13	4	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（ジクロロメタン設定）（20日告示）
	4	第1回八代市ごみ問題等対策検討会開催
	5	二見地区住民、八代市及び㈱クリーンアメニティとの間で処分場埋立て期間延長に伴う公害防止協定の一部を改定する協定書を締結（31日）
	6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（22日公布）
	6	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（22日公布）
	6	排水基準の有害物質にほう素・ふっ素・アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素追加（13日公布、7月1日施行）
	6	㈱藤永組 ISO14001 認証取得（20日）
	9	㈱クリーンアメニティと処分場埋立て期間延長に伴う公正証書の締結（7日）
	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正及び再生利用認定制度対象範囲拡大
	10	八代市ごみ問題等対策検討会「提言書」提出（計11回）

年	月	主 な で き ご と
13	11	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（水質基準対象施設追加）（15 日公布、12 月 1 日施行）
	12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の改定
	12	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正
14	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
	1	八代化学㈱八代工場 ISO14001 認証取得（31 日）
	3	八代市温暖化防止率先行動計画策定（11 日）
	3	八代市環境基本計画策定（27 日）
	4	泉村環境基本計画策定〈泉村〉
	5	土壌汚染対策法（29 日公布）
	7	使用済自動車の再資源化等に関する法律（12 日公布、平成 17 年 1 月 1 日施行）
	7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（12 日公布）
	7	ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準設定（22 日公布、9 月 1 日施行）
	7	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（水質基準対象施設追加）（31 日公布、8 月 15 日施行）
	9	清掃センターダイオキシン類対策改修工事竣工
	9	きれいなまちづくり協定スタート（7 町内）
	11	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（29 日公布）
	11	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（15 日公布）
	12	市民と行政連携による松葉ダイオキシン類調査を開始（調査地点 10 小・中学校）（3 年間）
15	12	自然再生推進法（11 日公布、平成 15 年 1 月 1 日施行）
	1	「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加表明
	1	つちやゴム㈱と環境保全協定締結（10 日）
	2	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（7 日）
	3	日本エコネット㈱と環境保全協定締結（25 日）
	3	「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定（31 日）
	3	環境基本計画推進マニュアル市民編「エコライフは得ライフ」を作成
	5	水道法に基づく水質基準に関する省令の一部改正（30 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行）
	7	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（25 日公布）
	8	櫻井精技㈱ISO14001 認証取得（22 日）
16	10	資源の有効な利用の促進に関する法律（パソコンリサイクル 1 日スタート）
	10	シギ・チドリネットワークへの登録申請書（準備書）を環境省に提出（24 日）
	10	二見地区の全世帯を対象に地下水中のほう素調査を実施（16 年 2 月まで）
	1	㈱興人フィルム・化成品事業部八代工場ISO14001認証取得（13日）
	2	白鷺電気工業㈱/八代支店ISO14001認証取得（20日）
	3	環境基本計画推進マニュアル事業者編「エコアクションやつしろ」を作成
	3	熊本県希少野生動植物の多様性の保全に関する条例制定
	3	旧日本セメント八代工場の施設解体工事始まる
	4	浄水器設置及び水質検査に対する補助制度を開始（1 日）
	5	大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物を有害物質に追加）（26 日施行）
	6	特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための法律（2 日公布、平成 17 年 6 月 1 日施行）
	7	ヤマハ熊本プロダクツ㈱ISO14001認証取得（9日）
	8	「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」への参加認証（1 日、11月14日に参加認証セレモニー開催）
	9	浄化槽汚泥等処理施設工事着工
	11	市内井戸水より基準超過の砒素検出（古閑浜町、井揚町）

年	月	主 な で き ご と
17	3	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部改正（24日公布、上乗せ排水基準の強化等、平成20年4月1日施行）
	3	熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（31日公布、排水施設に小規模し尿処理施設を追加及び排水基準項目に窒素・りんを追加、平成20年4月1日施行）
	6	ヤマト運輸(株)との「廃棄物の不法投棄等の対策に関する協定」調印（2日）
	8	八代地域6市町村の合併により、新「八代市」が発足
18	1	市の事務事業により発生する廃棄機密文書等を日本製紙(株)八代工場へ直接搬入開始
	3	第三次熊本県環境基本計画策定（22日）
	4	第三次環境基本計画閣議決定（7日）
	10	八代市ごみ問題等対策検討会が提言書「循環型に相応しい廃棄物処理施設整備のあり方について」を市へ提出（10日）
19	11	第1次八代市環境審議会発足（13日）
	12	八代市浄化槽汚泥処理施設供用開始（14日）
	3	環境保全協定改定（日本製紙(株)八代工場、(株)興人八代工場、メルシャン(株)八代工場、YKKAP(株)九州事業所）（29日）
	4	八代市廃棄物不法投棄監視指導員制度スタート（15日）
	5	NPO法人WEと「BDFの試験利用に関する協定」を調印し、市に対しBDFを1年間無償で供給開始（25日）
	6	八代市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（8日）
	6	八代市不法投棄ボランティア監視員制度スタート（15日）
	6	千丁・鏡地域地下水基礎調査（KD調査、158地点）（～7月）
	7	日本製紙(株)八代工場のデータ改ざん問題が発覚
	7	市民環境研究会発足（30日）
	10	八代市地球温暖化対策推進本部発足（19日）
	11	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（22日施行）
	12	八代市地球温暖化対策実行計画及びグリーン購入基本方針策定（21日）
	12	水道法に基づく水質基準に関する省令の一部改正（22日公布、平成20年4月1日施行）
20	3	水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の一部改正（28日公布、水域名称の改正及び水域類型の強化等、平成20年4月1日施行）
	3	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（平成21年4月1日施行）
	4	しろくまだより（第1号）発行
	5	環境保全協定改定（ヤマハ熊本プロダクツ(株)）（19日）
	5	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正（30日公布、平成21年4月1日一部施行）
	6	「やつしろ環境の日」創設
	6	「職員環境行動の日」創設
	9	千丁・鏡地域地下水有害物質（ヒ素）調査（103地点）（～10月）
	21	「八代市環境基本計画」決定（27日）
	4	住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度スタート（1日）
21	4	リサイクル推進協力店制度（モデル事業）スタート（1日）
	4	騒音に係る環境基準の地域の類型あてはめ等の見直し（7日告示、平成21年5月1日施行）
	4	騒音及び振動に係る規制区域等の見直し（23日告示、平成21年5月1日施行）
	4	土壤汚染対策法の一部改正（24日公布、平成22年4月1日施行）
	5	八代市ごみ問題等対策検討会（第4次）設置（14日）
	7	住宅用太陽熱温水器設置に対する補助制度スタート（1日）
	7	「資源の日」の分別品目「その他プラスチック製容器包装」の一部改定
	7	八代市市民環境研究会が「八代市環境基本計画の推進に対する意見書」を提出（3日）
	9	微小粒子状物質に係る環境基準設定（9日公布）

年	月	主 な で き ご と
22	11	水質汚濁に関する環境基準の一部改正（公共用水域：1,4-ジメチル、地下水：3項目追加、30日施行）
	1	八代市ごみ問題等対策検討会が提言書「八代市の新たなごみ処理施設の建設場所について」を市へ提出（19日）
	2	熊本県平成の名水100選に本市から3箇所が認定
	3	電気自動車を購入（県内自治体初）（3日）
	3	大気汚染監視局機器更新（保健センター）（26日）
	3	興人八代工場敷地内の再加工スリッター室が全焼（22日）
	3	パナソニックセミコンダクターディスプレイデバイス熊本㈱の閉鎖（31日）
	3	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正（31日）
	4	ごみ処理施設建設候補地決定（13日発表）
	4	悪臭に係る規制区域等の見直し（16日告示、平成22年5月1日施行）
	5	水俣病被害者救済特別措置法に基づく申請受付開始（1日）
	5	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正（10日公布、平成23年4月1日（一部については平成22年8月10日）施行）
	7	八代市ごみ非常事態宣言（1日）
	9	旧八代市域地下水基礎調査（KD調査、360地点）（～11月）
	11	環境センター建設推進室設置（1日）
	11	旧パナソニックセミコンダクターディスプレイデバイス熊本㈱の工場敷地内の一部が、土壤汚染対策法による要措置区域に指定（5日）
	11	日本製紙㈱八代工場の緑液流出事故（10日）
23	3	八代市環境センター建設に係る処理システム検討委員会の設置（17日）
	3	八代市環境パートナーシップ会議の設立（24日）
	4	機構改革（市民環境部を環境部と市民協働部に分離改編）（1日）
	5	樹木選定リサイクル事業の受け入れ拠点の追加（2日）
	6	旧パナソニックセミコンダクターディスプレイデバイス熊本㈱の土壤汚染対策法に基づく要措置区域の解除（17日）
	6	環境センター建設に伴う環境影響評価方法書公告・縦覧（平成23年6月21日～7月20日）
24	6	清掃センターにおける資源物の休日受入れ（資源の日 日曜版）の開始（毎月第4日曜）
	10	地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値の変更（カドミウム、27日）
	10	水質汚濁防止法施行規則等の一部改正（1,1-ジクロロエチレンの排水基準等改正、28日公布、同年11月1日施行）
	11	八代市環境センター建設に係る処理システム検討委員会が市へ提言書を提出（12日）
	2	八代市環境パートナーシップ会議が「ごみの減量化に関する提言書」を市へ提出（21日）
	3	大気汚染常時監視測定局（八代市役所局）において微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始（1日）
	4	資源の日 日曜版（第2・第4日曜日）を2回/月に増加
	4	熊本県地下水保全条例の一部改正（平成24年3月6日交付、平成24年4月1日施行（地下水採取の許可制導入等については平成24年10月1日施行））
	8	市から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（九州新幹線建設局）に対し、新幹線鉄道騒音に関する申入書を提出（24日）
	9	環境センター施設整備及び運営に係る事業選定委員会の設置（20日）
	10	八代市環境センター施設整備・運営事業実施方針公表（31日）
25	11	球磨川河口が県指定鳥獣保護区に新規指定（平成24年11月1日～平成34年10月31日）
	2	日本マイクロバイオファーマ㈱八代工場と環境保全協定締結（5日）
	2	環境保全協定改定（メルシャン㈱八代工場、ヤマハ熊本プロダクツ㈱）（5日）

	3	大気汚染常時監視測定局（八代八千把・八代自排局）において微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始
	3	熊本県内で初めて熊本県がPM2.5に対して注意喚起（5日）
	3	環境センター建設に伴う環境影響評価準備書公告・縦覧（平成25年3月26日～4月25日）
	4	環境学習講師派遣事業開始
	11	環境センター建設に伴う環境影響評価書公告・縦覧（平成25年10月29日～11月28日）